

事件番号 平成28年(行ウ)第27号 補助金返還履行請求事件

原告 小川 賢 外1名

被告 群馬県知事 大澤正明

平成29年8月25日

前橋地方裁判所民事1部合議係 御中

原告準備書面(3)

原告 小川 賢 ⑩

原告 羽鳥 昌行 ⑩

1. はじめに

群馬県の北部から西部にかけての山間部には東電福島第一原発事故由来の放射能汚染物質が降り注ぎ、今もなお高い放射線レベルが観測されるが、あろうことかこうした山間部から間伐された木材を群馬県の象徴である赤城山の南麓にかき集め、外国製の機械でチップ化し、株式会社関電工の本件事業のパートナーである株式会社トーセンが「独自開発」という圧縮プレスで圧縮して水分を絞り出したのち、年間8万トンもの木質チップをボイラーに投じて、燃焼により生じる熱エネルギーのごく一部で水を蒸気に変えてタービンを回し、直結された発電機を運転して電力を得るといふ、いわゆる前橋バイオマス発電事業計画(以下「本事業計画」といふ)が、原発安全神話で国民を騙し続けてきた東電のグループ会社の関電工を主体に、被告群馬県や地元の前橋市の行政と一体となって、安全・安心な生活環境への重大な影響を危惧する住民の声を無視して、着々と進められており、来年早々には運転開始がされてしまうのではないかとする情報もある。

放射能汚染の原因者である東電グループの事業者がなぜ、住宅地から僅か100mほどしか離れていない場所に、放射能汚染木材を長期にわたり大量に燃焼し続ける火力発電施設をつくることのできるのか。また、そのような事業に行政が加担し推進に手を貸すこと自体、言語道断である。

木質チップの燃焼により、放射能はさらに濃縮されて高濃度の燃焼残渣となり、燃焼ガスは排ガスとして煙突から周辺にまき散らされ、圧縮プレスで絞り出された放射能物質を多量に含む廃液は地下浸透や周辺の河川を直に汚染するが、被告群馬県は林業振興を大義名分に県民の安全・安心な生活環境の保全になぜ重大な関心を払おうとしないのか、実に

不思議である。福島原発の深刻な事故を教訓に原発廃止の方針を打ち出す他の諸国を尻目に、なぜ原発による甚大な被害を被った我が国が原発再稼働と存続の政策を取り続けるのか、世界中の人々の物笑いの種になるであろう。

さて、木質チップの供給に携わる前橋バイオマス燃料株式会社に補助金4億8千万円が全額支払われてしまった今、補助金返還履行請求事件として、原告は、補助金の返還請求について次のとおり陳述する。

なお、その前提として、前橋バイオマス燃料株式会社と前橋バイオマス発電株式会社は、どちらかが欠けていても本事業計画は成立しないこと。また、平成29年8月25日現在においてもなお、住民との交渉窓口は株式会社関電工一本であること。前橋バイオマス燃料株式会社に至っては、連絡先すら公開されておらず、会社としてその体を成していないこと、が挙げられる。これらの実態を見ても、本事業計画は、まさに安全神話で国民を騙し福島原発事故により今度は税金や電気料金で国民からカネを巻き上げて事故の処理に巨費を消耗している東電のように、社会的責任を果たそうとする意志のない事業者による補助金目当ての事業であり、その副産物として、放射能汚染地帯の森林資源を長期間・大量に、住民の居住地域に移動させて、圧縮、燃焼、排気、排水、廃棄することで、放射能の二次汚染をもたらす亡国事業であることを我々は認識しておかねばなるまい。

## 2. 本事件の請求の変更

平成29年7月18日の弁論準備期日における裁判所の訴訟指揮に基づき、原告は最終的に次のとおり請求を変更する。

- (1) 主位的請求として、これまでの主張を維持しつつ、地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、被告が為した平成28年7月4日の平成27年度(繰越)群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の交付決定について(甲16号証)を取り消して、前橋バイオマス燃料株式会社に補助金相当額を不当利得として返還請求することを怠っていることの違法確認を求める。
- (2) 予備的請求として、地方自治法第242条の2第1項4号に基づき、被告が、事業者である前橋バイオマス燃料株式会社に不当利得に基づく補助金相当額の支払い請求をすることを求める。

## 3. 主位的請求の根拠

### 3-1 地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に関する違法行為

地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、**最少の経費で最大の効果**を挙げるようにしなければならない。と明記されているが、前橋バイオマス燃料株式会社の主要な出資者である株式会社トーセンの自社開発の巨大な脱水プレス機は、贅沢品そのもので、この強制脱水は、自

然乾燥という世界標準から逸脱しており、不必要な設備であり、ほとんど稼働実績はない。しかも、類似の製品の相見積もりによる価格比較などもなく、一方的に事業者からの申告だけで補助金の支出額を決定している。しかし、被告群馬県は、このようなあやふやな設備に補助金を支給した。

また、この設備の使用は、建築端材のみを対象として脱水工程にかけるためのものである。そのため、燃料全体の約2割しか使用しないのに、この設備費は、事業費全体の44%を占めている。これからもわかるように、前橋バイオマス燃料株式会社の主な出資会社である株式会社トーセンの言い値で価格が決まってしまう、まさに、超随意契約である。そして本当の適正価格はいくらなのだろうか。被告はその裏付けも検証せず、この補助金で儲けようとしようとしている事業者との癒着としか考えられない。

また、地方財政法第4条第1項では、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための**必要且つ最少の限度**をこえて、これを支出してはならない。と明記されているが、平成28年7月11日に前橋バイオマス燃料株式会社が渋川森林事務所長に提出した、『平成27年度（繰越）群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助事業着手届』（甲38号証）によると、ほぼ自社製品と言える燃料乾燥施設であるが、木質バイオマスの乾燥の世界標準は、自然乾燥である。いや、この方法しかないのである。それは、コストを考えると、設備は導入できず、自然乾燥という最も安価な方法があるからである。しかし、被告である群馬県は、この不必要な乾燥設備を安易に許可してしまった。さらなる問題点がある。それは、放射能の二次放出である。前橋バイオマス燃料が使用する間伐材等は、40ベクレル/kg以下で放射能に汚染された間伐材を使用するとはっきりと明言している。しかし、この40ベクレル/kgが管理不可能であることは後述するが、この汚染された間伐材をチップにして、巨大なプレス機で脱水する訳であるが、脱水した廃液は、1日8m<sup>3</sup>以上排出されるが、放射能を除去せず、浄化槽で処理し、浸透枡で地下浸透するというあり得ない計画である。浄化槽の汚泥は、酷く放射能を含み、地下浸透される廃液も、放射能を含み、土壌汚染や地下水汚染が懸念されるが、全く、事業者も被告も取り合おうとしない。このことから、地方財政法第4条第1項の違法行為であることは間違い事実である。

### **3-2 補助金適正化法に対する違反行為**

前項3-1に述べた通り、意図的に過剰な事業費の見積もりで補助金の交付を受けたと考えられるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）第29条に定める「**偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者**は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に違反する。

### **3-3 環境基本法、環境影響評価法に対する違法行為**

環境基本法第一条には、環境基本法の目的が明記されている。それは、『この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康

で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。』と明記されている。

しかし、国民の健康と文化的な生活の確保に寄与しなければならないはずの、被告である群馬県は、前橋バイオマス発電が**環境アセスメントの実施を見逃すためにとった行為**は、環境基本法の目的の真逆の行為であり、環境破壊の恐れや国民の健康被害を全く考慮せず、住民を無視した、利害関係者だけの利益のためにとった行為は、決して許されるべきではなく、国民に対する裏切り行為である。

環境影響評価法の第3条に、地方公共団体や事業者等の責務が明記されている。それは、『国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、**事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること**その他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。』と明記されている。

さらには、第61条に条例との関係が明記されているが、この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

つまり、条例で義務づけできるとしている。そして、第62条（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）には、地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

しかし、被告である群馬県がとった行為は、環境影響評価法においても、第3条に地方公共団体の責務として、**環境影響評価の手続きが適正・円滑に行われなければならないに、その環境影響評価を実施しないようにとった行為**は、とうてい許されるべきものではない。また、第61条に条例との関係について明記されているが、環境省が作成した「環境アセスメント制度のあらまし」（甲39号証）にも環境影響評価法と条例の関係が書かれているが、法の対象外の事業でも、条例で環境アセスメントの義務付けができるとしている。その義務づけをした「群馬県環境影響評価条例」も『**義務ではなく、実施の判断は事業者が任意で行う**』との判断は、**法の趣旨を逸脱**した考えであり、前橋バイオマス発電を違法に擁護しているとしか考えられない。

### 3-4 群馬県環境影響評価条例違反

前項で説明したとおり、条例で環境影響評価の義務づけができると環境影響評価法で明記しており、逆に考えると、条例で義務づけした対象事業が環境影響評価を行わないということは、条例違反とともに、環境基本法や環境影響評価法に対する違法行為である。

群馬県環境影響評価条例の第3条（県等の責務）として、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切

かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

そして、同条例第42条（事業者の環境の保全の配慮）事業者は、第一種事業評価書又は第二種事業評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。と明記している。

「群馬県環境影響評価条例」では、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。と明記しているのに、被告群馬県は、**手続きが円滑に行われるどころか、違法に条例の解釈を捻じ曲げ、前橋バイオマス発電株式会社が、** 県民の健康被害や環境汚染の検証もせず、無条件で**環境アセスメントを実施することなく、事業を開始できるような行動**をとったことは、まさに政官業の癒着そのものであり、許せない暴挙である。その経緯を下記に記す。

（1）東電の子会社の関電工らの圧力に、難なく屈した被告群馬県は、最初から出来レース

本事業の経過（甲40号証）を読み解くと以下のとおりである。

平成26年10月、関電工とトーセンが群馬県森林組合連合会を訪問し、協力を依頼。平成23年11月に策定した「群馬県森林・林業基本計画」10か年計画で、素材生産量が計画を達成していなかったため、足元を見られた群馬県森林組合連合会は、まんまとこの計画に乗りかかってしまい、さらには、被告群馬県に対し、関電工らと一緒に被告群馬県に対して、圧力や付度を行使したことが強く窺がえる。

このことは、平成27年9月の知事査定での発言（甲41号証）と平成27年10月に読売新聞のインタビューで語った、群馬県森林組合連合会の八木原勇治会長の発言（甲42号証）を見れば明らかである。

次に、平成27年1月、関電工は、群馬県環境影響評価条例により、環境アセスメントを実施しなければならないが、それでは2～3年事業開始が遅れ、また、群馬県森林・林業基本計画10か年計画が未達で終わってしまう被告群馬県の足元を見て、被告群馬県と環境アセスメントの実施について協議を開始するという、とんでもない暴挙に出た。

この群馬県環境影響評価条例には、環境アセスメントの実施基準が明確に設定されている。これによれば、被告群馬県は、実施の有無の協議に応じる理由の一つもないし、一般の民間企業であったならば、門前払いだったのは間違いない。しかし、被告群馬県は、東電の子会社である関電工、そして、群馬県森林組合による付度の行使に応えるかたちで、環境アセスメントを実施しないで済むための協議を始めてしまった。それは、結論ありきで、結果としても、平成27年3月に関電工に対し、『本事業は、環境アセスメントの適応対象とならない』と結論づけてしまったのだ。しかし、この3カ月にわたる協議内容は、闇の中である。

なぜなら、別訴事件番号事件番号 平成28年（行ウ）第24号 公文書不存在決定処分取消請求事件（原告・市民オンブズマン群馬、被告・群馬県）において、被告は「関電工には口頭で条例の趣旨は説明したが、条例に基づくアセスメント適用の要否については一切判断しておらず、アセスメントの要否は関電工の判断によるものだ」と主張しているからだ。だが、関電工は「平成27年1月に群馬県関係各課に本計画の概要を説明、環境アセスメントの適用有無について協議を開始。平成27年3月、本計画については群馬県の環境アセスメントの適用対象とならないことを群馬県環境政策課に確認」として、住民らに書面で説明している。（甲40号証）

## （2）信じられない被告群馬県の違法行為

被告が平成27年3月30日に起案し、翌31日決裁したとする、件名「未利用材における木質バイオマス発電の環境アセスメントについて」（甲29号証）において、環境アセスメントの実施基準である排ガス量の計算を、水分を多く含む木質バイオマス燃料の場合に限り、「（水蒸気分の排ガス量に相当する）2割減で算出できる」としている。

しかし、この書類（甲29号証）を見ると、公文書として不適切な文書であることが一目でわかるシロモノである。なぜなら、公印押印もなく、施行年月日も一切書かれていないからである。この不適切文書は、まぎれもない、後日バックデートした（日付を遡って付した）、いわゆる公文書の偽造文書である。そして、被告が関電工に「環境アセスメントの適応対象とならない」と回答したとされる平成27年3月よりも後になって、被告によって作成された文書であることは間違いない。

仮に、この文書が正式な公文書だとすれば、平成27年3月30日に環境政策課主幹（当時）である唐澤素子がこの文書を起案したことになる。この場合、時系列的に見ても、関電工が被告から、木質バイオマス燃料の含水率20%の除外規定について回答を受けたとする平成27年3月というのは、3月31日の被告による決裁の後になると考えるのが通常である。

とすると、被告は関電工から環境アセスメントの可否について打診を受けて、含水率20%の除外規定を運用基準として決定してから、わずか1日足らずで、関電工に回答したことになり、極めて不自然である。要するに、関電工に対して被告は、何の根拠も裏付けもなく、口約束で回答していたと考えるほうが自然である。この平成27年3月31日になにがあったのか、当時の状況を知ることが最も重要な論点であり、原告は、唐澤素子の証人喚問のための公判出席を求める。

原告としては、この文書は、原告小川賢が、関電工の本件事業にかかる環境アセスメント実施の可否の判断について被告群馬県に交渉に行った平成28年3月31日の期日を経てから、被告がつじつまを合わせようとして、平成27年3月30日起案の文書をでっちあげた（＝偽造した）ことは間違いのないことであると考えている。

さらに、偽造文書の作成を裏付ける証拠書類として、甲43～50号証として CD データの分析結果等を提出する。公開された被告の起案文書（甲29号証）の作成日を知るために、原告羽鳥は、甲29号証の起案書類の電子データの公開を求めたところ

ろ、被告からデータが公開された。その電子データの解析によれば、環境政策課主幹（当時）の森下留美子により、公開された印刷書類（甲29号証）そっくりな文書が作られて公開されたことがうかがえる。なぜなら、その文書の電子データの文字間隔や行間隔が微妙に違っていたからである。なぜ、こんなことをするのか。作成日を知られたくないとする被告の思惑がその理由としか考えられない。

さらに原告羽鳥は、この文書の電子データ情報を確認してみたところ、次のとおり数々の不合理な事項が判明した。

=====

#### 未利用材による木質バイオマス発電に係る環境影響評価について

作成日時 平成28年10月27日 9:12  
更新日時 平成28年10月27日 9:12 → 同時刻に更新はできない  
最終印刷日 平成27年3月31日 11:33 → 作成日の前には印刷はできない  
作成者 : 唐澤素子  
最終更新者: 森下留美子

#### 運用起案説明

作成日時 平成28年11月4日 11:18:30  
更新日時 平成28年11月4日 11:18:31 → 同時刻に更新はできない  
前回印刷日 平成27年3月30日 15:33:44 → 作成日の前には印刷はできない  
作成者 : 唐澤素子  
最終更新者: 森下留美子

=====

上記の内容から推定すると、被告は最終印刷日だけを偽装工作すべく、あたかも平成27年3月当時に印刷されたかのように、おそらくパソコンの時計を当時の日時にバックデートして修正し、印刷したに違いない。作成日より前に印刷することなど、現代社会では有り得ないことである。原告は、この公文書の偽装工作に関与したとみられる森下留美子の証人喚問を求める。

### (3) 闇に葬られた公文書

今回の偽造文書であるが、いつ作成されたかは置いておいて、どこにも周知、公表もされず書庫に保管されただけであった。群馬県環境影響評価条例の第四十七条（設置）には、環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議させるため、群馬県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を置く。と記されている。また、第五十二条（専門委員）には、技術審査会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。と記されているが、あろうことか、群馬県民、事業者、そして、群馬県環境影響評価技術審査会・専門委員会メンバー、群馬県バイオマス活用推進委員会メンバーにも一切知らされていない。被告群馬県は、関電工の悪事と共謀し、口約束で、排ガス量2割のおまけを伝え、環境アセスメントを実施することなく、この事業がスタートしてしまった。被告群馬県のこの

罪は非常に重い。

### 3-5 お粗末な事業者作成の環境配慮計画が、ノーチェックで被告により承認

前橋バイオマス燃料株式会社及び前橋バイオマス燃料株式から平成28年5月25日に提出された「環境配慮計画書」(甲51号証)であるが、被告群馬県は、「環境配慮計画を確認しておりシステムには問題ない」と主張しているが、この環境配慮計画が全くお粗末であり、科学的根拠にも全くほど遠い状況であり、改善されることはない。

被告群馬県は、平成28年1月11日、平成28年(行ウ)第12号 住民訴訟によるバイオマス補助金取消請求事件の第1準備書面において、原告の主張する「放射能汚染対策に重大な不備があること」について、事業主体において、『放射能汚染対策について自主管理基準を設け、それを遵守するためのバグフィルターや計測装置の設置を計画しており、少なくとも、「放射能対策が**全く**盛り込まれていない」という原告の主張は理由がない。』とし、『被告においても、前橋市と連携し、事業者の環境対策について確認を行っている。』と主張した。

この主張を受け、原告が公開を求め、公開されたのが、本事業計画に関する「環境配慮計画」である。しかし、この時の被告の主張を見ると、「放射能対策は十分ではないが、配慮計画を作成しており良しとしよう」としか読み取れない。しかし、この配慮計画が曲者であり、不完全であり、上方修正論議すら起こっていない。最終文書であるとする、被告はお墨付きを付けてしまったことを意味する。以下に、本事業計画の主な問題点をあげる。

#### (1) 原子力発電所外に適用されている放射能に関する主な指標例を違法に適応しようとし、被告は認めてしまっていること

この指標例は総理官邸のホームページに掲載されているが、東日本大震災当時暫定的に作成されたものであり、この指標の注意書きには、「(注) 本資料は、内閣府原子力被災者生活支援チームが各省のホームページの情報等を基に取りまとめたものです。」と書かれている。これは、当時の原子力被災者生活支援チームが、被災者の混乱を避けるために、平成24年4月に各ホームページを取りまとめたものに過ぎない。

この指標には、周辺監視区域外の水中の濃度限度(原子炉等規制法)、廃棄物処理施設周辺の公共の水域の水中の濃度限度(放射性物質汚染対処特措法)〈環境省〉、廃棄物処理施設周辺の大気中の濃度限度(放射性物質汚染対処特措法)〈環境省〉の排ガス、排液(排水)のセシウム基準が指標として明記されているが、原発周辺に限っての指標である。しかし、被告は、ただの木質バイオマス発電会社の放射能二次汚染量を認めてしまった。原法が無いことをいいことに、原発周辺の暫定基準をその指標として当て編めてしまうという、まさにあり得ないことを認めてしまっているのである。

#### (2) 環境配慮計画に問題点が多く、このプラントを運営する資格のない事業者であることとは間違いがない

①燃料チップ製造由来の廃液は、全量の2割と説明しているが、廃液量45tは、8万トン



た木質バイオマスだけをプレスするということは、住民に対し全くの**虚偽説明**である。(P 5)

- ②**トラック用専用モニタ**で、トラック搬入時の空間線量率の変化で持ち込まれた材料検査を行うとしているが、kg 40 ベクレル以下の材料を使用するという測定能力は全く無く、**品質保証が科学的にもなされていない**。さらには、測定方法も、「**東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン(環境省)**」を順守しようとしているが、前橋バイオマス発電所は、災害廃棄物処理場でもなく、高濃度の放射性廃棄物が持ち込まれることはなく、全く、**根拠のない基準**である。(P 8)
- ③湿り排ガス量は、42,400 m<sup>3</sup>N/hと明記されており、群馬県環境影響評価条例に定めた**第一種事業であり、この条例に従い、環境影響調査を実施しなければならない**。
- ④放射能管理全般について、前橋バイオマス燃料・発電の放射能基準はすべてこの指標を基準としている。しかし、この指標は、あくまで指標例であり、これが適応されるのは、法律の条文とおり、原子力発電所と廃棄物処理施設周辺のみであり、それ以外の**木質バイオマス発電所等にこの基準が適応されるのは明らかに間違っている**。しかし、群馬県は、その根拠も示さないまま、この指標で良しとしている。これは、平成 28 年 12 月 26 日に環境省や林野庁と交渉した際に、環境省の担当者は、この指標を木質バイオマス発電に適応するのはふさわしくないと明言している。
- ⑤**地元の苗ヶ島自治会も、過去の経験から事業所排水を地下浸透することは一切認めておらず、このプラントは、地元住民の了承を得ていない**。
- ⑥木質チップの大型プレスによる脱水乾燥であるが、木質チップ中に含まれる放射能を含んだ廃液が毎日 45 t も地下に浸透される。**浄化槽の汚染、土壌の汚染、地下水の汚染に対する対策が一切なされていないのは、環境を全く配慮していない**。
- ⑦県内の木質材のみでしかも B 材、D 材と建築端材しか使用しないと云っているが、マニフェストの公開もしないが、公開されたとしても**マニフェストには、B 材や D 材等の記載はなく、本当に A 材を除く県産材だけで賄えるのは全くの保証がない**。いまだに定款には、廃材との記載がある。
- ⑧前橋バイオマス燃料の母体であるトーセンは、**過去二度、山火事を起こしているが、前橋における事業所では、その対策が何も行われておらず**、三度目の正直で山火事を起こすことは目に見えている。
- ⑨**説明もなく、燃料工場の西側に、大規模な貯木場が建設されたが、積まれた木材から放射性物質の飛散や流出など、対策が全くされておらず、環境配慮が全くされていない施設である**。
- ⑩前橋バイオマス燃料は、国民の血税を 4 億 8 0 0 0 万円を受け取ったというのに、これまで、住民の声を全く聞き入れず、**これまで一度も説明会を開催していない**。

### 3-6 森林整備加速化・林業再生事業の補助金の適応資格がない

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第1（趣旨）に、森林・林業・木材産業を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた地域の創意工夫に基づく総合的な取組を支援するため、森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金を都道府県に交付して、森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を造成し、この基金を財源として事業実施主体（以下「事業主体」という。）が行う事業（以下「基金事業」という。）を実施することにより、東日本大震災からの復興を着実に推進するとともに、森林の多面的機能を発揮しつつ林業の成長産業化を実現することとする。と記されている。しかし、前橋バイオマス燃料が年間8万トンの木質燃料チップを生産しても、東日本大震災からの復興には全く寄与しないことは明らかであり、基金を財源として行う事業としては、対象外の事業である。

次に、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用については、（4）事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ウ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業主体と連携を図り作成するものとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表2に定める上限建設費の範囲内で、必要と認められるものであること。

また、

12 以下の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。

（1）整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

（2）**新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。**

（3）木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った間伐材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

と明記されているが、まさに前橋バイオマス燃料株式会社が導入を企てている大型プレス機による強制脱水法は、世界のどこを見ても行われていない。余計なエネルギーコストをかけずに済む自然乾燥法が世界共通基準であるからだ。したがって、この設備は実績一つない、過剰設備である。

しかも、同等の性能を有するプレス機械は世の中に無数と言えるほど存在するにもかかわらず、一つも相見積もりが示されていない。したがって価格の妥当性を担保できる術がないのに、なぜ被告はあっさりと検収して補助金を支払ったのか。

さらに、新技術を導入する場合は、「現地での事業効果の発現が十分に明らかでないものは、補助の対象とならない」と記されている。まさに、このプレス機は、放射能を多量に含んだ廃液を生み、その廃液は放射能未処理のまま浄化槽を経て、地下浸透されるという。このような危険な廃液がもたらす汚泥の高濃度化、土壌の高濃度化、地下水の高濃度化、田畑等の周辺への放射能流出など数々の脅威が、無管理のまま実行されようとしていることは、県民の安全・安心な生活環境保全の観点から、絶対にあり得ないことである。

そして、群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金事務取扱要領には、第3事業の

実施の6事業の施行の(2)施行方法のなかで、

ア 地方公共団体を除く事業主体は一般競争入札を原則とするが、これに適さない場合においては、指名競争入札及び随意契約とすることができる。と記されている。しかし、本事業は、前橋バイオマス燃料株式会社は、すべて随意契約のみで、**一般競争入札を実施しておらず、明らかに群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金事務取扱要領から逸脱**している。さらには、**何の実績もなく、わずか2割程度の木質チップの乾燥のために、世界初と言われる脱水プレス機等は、見積書すらなく、販売業者の言い値であり、補助金の無駄使いである。**

このほかにも、調達機材や工事などの項目にも、相見積もりなど、価格の妥当性を担保する情報が全くない。原告らは、被告に対して情報開示請求に基づく資料請求を行い、一連の機材等に係る情報を入手したが、いずれも平均すると適正価格の2倍近い金額で補助金申請が為されており、補助金だけで設備や機材が調達できると推察される。

### **3-7 補助金交付決定通知書の交付条件に違反**

平成28年7月4日の「平成27年度(繰越)群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の交付決定について」と題する文書(甲16号証)の中に書かれている「5 交付条件」として、規則、交付要綱、事務取扱要領等のほかに、「6 補助事業者が補助条件等に違反した場合は、補助金の全部または一部を返還させることがある」とする記述がある。前述のとおり、補助金適正化法案によれば、意図的に過剰な事業費の見積もりで補助金の交付を受けた場合は同法第29条に定める「**偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者**」に該当する。

本事業計画では、事業者からの着手届け(甲38号証)を見ると、建屋の建設工事を請け負ったイノウエ建設工業は黒塗りにされていないのに、機材の納入業者に係る情報が全て黒塗りになっている。また、チップ工場のレイアウトや、乾燥施設(=水圧プレス)の図面も機材であるのに黒塗りにされている。さらに、その他機材でも、納入者が黒塗りにされている。

とくに疑惑があるのは、チップの乾燥施設の機材納入者が黒塗りになっていることだ。これが水圧機メーカーなのか、あるいはトーセン自身なのかが重大なポイントである。

もし、トーセン自身であれば、発注者と納入者の関係で、民法108条の双方代理(同一人が法律行為の当事者双方の代理人となること)に当たる為、無効になるからだ。したがって、機材の納入者を黒塗りしたことについて、被告には重大な説明責任の不作为があるので、直ちに開示しなければならない。

さらに、検査員のところも黒塗りとなっているが、この検査員は発注者の前橋バイオマス燃料の関係職員もしくは委託職員の可能性が推察される。この点についても、とくに水圧プレスの場合には、双方代理に抵触すると思われる。

機材については、被告による価格の妥当性がまったくチェックされていないことは明らかだ。他のメーカーあるいは同じメーカーにしても、代理店を経ているはずだから、相見積もりが必要なのに、まったくそれをした形跡が見当たらない。

実際に、トレーラートラックの場合、ボルボ FH6x4 型はネットで希望価格 2 1 0 4 万円とありますが、実際にはこの半値の 1 0 0 0 万円が相場だと言われている。にもかかわらず 1 6 0 0 万円で買ったことになっている。

また、これに付属しているローダークレーンのスロヴェニアの LIV 社製 L11.86P 型クレーンが 1 0 0 0 万円となっているが、どうみてもせいぜい 5 0 0 万円程度だと思われる。つまり半値が相場ということになる。これらの納入者は特装車メーカー（極東開発や新庄自動車など）だと思われるが、遺憾なことに黒塗りされている。

これらの大型トラックやそれに搭載されるローダークレーンは、狭い木質チップ工場およびその構内で果たして効率よく稼働するのも、妥当性の検証がなされた形跡が見当たらない。

それからチップパーについては、オーストリアの KOMPTECH 社製の AXTOR6010 型が 1 億 1 5 2 万円となっているが、どうみても、この機種価格帯は 5 0 0 0 万円ほどである。また、能力についても 1 時間当たり 3 1 0 m<sup>3</sup>とあり、能力的に過大である。

この納入者についても、添付されているカタログには日本の代理店の「Ryokusan (緑産)」とあるのに、黒塗りされている。もし緑産でないとすれば、これもなにか開示すると都合の悪いことがあるとうかがえる。つまり、トーセンとのつながりのある代理店の可能性もある。

#### 4. 小括

以上のことから、前橋バイオマス燃料株式会社が参画する関電工主体の本事業計画のための木質チップ燃料供給に必要なだとされる施設と設備費に対する補助金は、本事業そのものが法令や条例等に適合しておらず、しかも、前橋バイオマス燃料株式会社が被告に申請した事業費 8 億円のうちの補助金 4 億 8 0 0 0 万円については、事業費が 2 倍近く水増しされていると推察され、実質的には補助金 4 億 8 0 0 0 万円もあれば十分事業費が賄えることになる。

したがって、そもそも法令や条例に沿わずに実施されようとしている本事業計画そのものが無効このような不正な見積もり申請金額は無効であり、被告は不当利得返還を事業者である前橋バイオマス燃料株式会社に請求しなければならない。

以上